

記入例

深川市指定給水装置工事事業者調書

この調書は、お客様サービスの向上を目的に、深川市上下水道課のホームページに掲載する指定給水装置工事事業者に関する情報の充実を図り、また、指定店が給水装置工事の事業を適正に運営できているかの確認を行うためのものです。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 深川市〇条〇番〇号

氏名又は名称 株式会社 〇〇〇〇

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇〇 印

① 深川市上下水道課ホームページ上の「指定店連絡先一覧」に掲載を希望しますか。

ホームページ上での掲載：(希望する) 希望しない)

掲載を「希望しない」方も、以下②・③・④・⑤の設問お答えください。

掲載を「希望する」を選択すると、調書の②・③の内容についてはホームページ上で公開し、④・⑤については、公表しません。

掲載を「希望しない」を選択すると、ホームページや「広報ふかがわ」などの市が作成する全ての広報媒体に掲載しません。

② 深川市上下水道課が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績

・受講年月：(令和2年8月・未受講)

③ 指定給水装置工事事業者の業務内容

(1) 休業日・営業時間

・休業日：(土曜、日曜、祝日)

・営業時間：(月曜～金曜：9時～17時)

(2) 対応工事種別

ア 給水装置の新設・改造工事を行いますか：(はい) いいえ)

上記質問「はい」の方は、以下⑦・⑧の質問にお答えください

⑦ 配水本管からの分岐～水道メーターまでの工事を行う：(はい) いいえ)

⑧ 水道メーター～宅内給水装置までの工事を行う：(はい) いいえ)

イ 修繕工事を行いますか：(はい) いいえ)

上記質問「はい」の方は、対応可能な修繕に○をつけてください。

対応可能修繕：(漏水修繕) (凍結修繕) (簡易修繕) (その他の修繕)

※「漏水修繕」：埋設管・水抜栓の漏水修繕、「凍結修繕」：凍結解氷

「簡易修繕」：パッキン、ボールタップの交換などの簡易な

「その他の修繕」：赤水、水圧、ハンマー、出水不良等の機能回復修繕

⑤ 過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した、適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

・資格を有していなくても、過去1年以内に給水装置工事に従事し、適切に作業を行うことができる技能を有する者がいれば、その者の氏名を記入してください。

・資格を有する場合は、資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

※保有資格等の例

- ① 水道事業者等によって行われた試験等による資格(配管工、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 44 条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第 24 条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

技能を有する者の 氏名	資格等を有しているか (○×を記入)	保有している資格等
深川 太郎	○	給水装置主任技術者(その他該当)
深川 太郎	○	配管工(①該当)
深川 次郎	○	給水装置主任技術者(その他該当)
こめっち	×	
深川 三郎	○	給水装置主任技術者(その他該当)
深川 三郎	○	1級配管技能士(②該当)
深川 四郎	○	給水装置主任技術者(その他該当)
深川 五郎	○	職業訓練配管科課程修了(③該当)
深川 五郎	○	配管技能検定合格(④該当)

水道法施行規則

第 36 条 法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。